

保存樹等指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する保存樹及び保存樹林並びに緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する保存樹木及び保存樹林（以下これらを総称して「保存樹等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保存樹等の指定基準)

第2条 保存樹の指定は、法及び法に基づく政令に定めるもののほか、次の要件を満たす樹木に対して行うものとする。

(1) 樹木の存する場所が、次のいずれかに該当しないものであること。

ア 都市計画道路の範囲内

イ 都市計画公園の範囲内。ただし、当該公園のうち、樹木の伐採を要しない区域に存する場合を除く。

ウ 現に着手している道路、公園、河川等の整備事業の範囲内

エ 道路、公園、河川等本市の管理する場所

オ 公共的空間（道路、公園その他一般の通行等が可能な空間をいう。以下同じ。）から全く視認できない場所

(2) 樹木が次の状況にないこと。

ア 公共的空間において通行等利用の妨げになっているもの。

イ 倒木の危険があること。

ウ 枝の落下等により、第三者に被害を与える可能性が高いと認められること。

エ せん定の方法が、樹種に照らして一般的な方法で行われていないもの。

オ 過度なせん定がなされており、樹形を保っていないもの。

2 保存樹木の指定は、条例及び緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第158号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次の要件を満たす樹木に対して行うものとする。

(1) 前項第1号の要件を満たしていること。

(2) 前項第2号の要件を満たしていること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 神社仏閣のご神木等その他これに類するもので、長期間にわたり保存が図られてきたものであること。

イ 地域住民により、長期間にわたり保存が図られてきたものであること。

- ウ 樹木自体に歴史的価値が認められ、又は歴史上の人物や出来事等に関連して伝承等が残っているものであること。
 - エ 樹齢が概ね100年を超えていること。
 - オ 地域的に非常に珍しい樹種であること。
- 3 法、これに基づく政令、条例、規則その他保存樹等の指定に係る規程において、「美観上特に優れている」とは、概ね次のような状態にあるものをいう。
- (1) 当該樹種の一般的な樹形に沿った形状であること。
 - (2) 幹が極端に曲がっておらず、枝のバランスが良い（片方に偏った枝振りでない）こと。ただし、当該樹木の一般的な樹形に沿っている場合を除く（次号において同じ）。
 - (3) 「こぶ」、「うろ」等が目立っていないこと。
 - (4) 枯れている部分、カビ、キノコ等がある場合は、目立っていないこと。
 - (5) 大きく傷ついていないこと。

（保存樹等の指定の手続）

- 第3条 樹木又は樹木の集団の所有者（以下「所有者」という。）が保存樹等の指定を受けようとするときは、保存樹等指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、自ら保存樹等の指定を行おうとするときは、保存樹等指定同意書（第2号様式）により所有者の同意を得るものとする。
- 3 市長は、保存樹等を指定したときは、保存樹等指定通知書（第3号様式）により所有者に通知するものとする。

（保存樹等所有者変更の手続）

- 第4条 法第6条第1項又は条例第16条第2項第1号の規定による届出は、保存樹等所有者変更届（第4号様式）により行うものとする。

（保存樹等指定解除等の手続）

- 第5条 法第6条第2項又は条例第16条第2項第2号の規定による届出は、保存樹等滅失・枯死届（第5号様式）により行うものとする。
- 2 所有者は、法第3条第3項又は条例第15条第2項第2号の規定により保存樹等の指定の解除を申請しようとするときは、保存樹等指定解除申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出及び前項の規定による申請が適当と認められるときは、保存樹等の指定を解除し、保存樹等指定解除通知書（第7号様式）により

所有者に通知するものとする。

（保存管理状況の報告）

第6条 所有者は、保存樹等の保存及び管理の状況について、毎年度1月中に、保存樹等保存管理状況報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（台帳の整備）

第7条 市長は、保存樹等に関して台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 台帳には、次の事項を記載するものとする。

(1) 保存樹等の指定番号及び指定年月日

(2) 所在地

(3) 所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所

(4) 保存樹及び保存樹木にあっては、樹種及び幹の周囲、高さ又は枝葉の面積

(5) 保存樹林にあっては、面積及び主要な樹種又はいけがきの長さ

(6) その他市長が必要と認める事項

3 指定番号は、保存樹及び保存樹木と保存樹林とで別個に決定し、行政区ごとに一連の番号を付けるものとする。

4 指定が解除され、前項の指定番号に欠番が生じたときは、原則として、次の保存樹等の指定をするときに、その欠番を使用するものとする。

（通常助成金）

第8条 規則第17条第1号に規定する日常的に行われる維持管理に要する費用に対する助成金（以下「通常助成金」という。）は、毎年度2月1日において保存樹等の指定がされているもののうち、それらの保存及び管理の状況が良好と認められるものについて交付するものとする。

2 通常助成金の額は、別表1に定めるとおりとする。

3 通常助成金は、保存樹及び保存樹木については1本ごとに、保存樹林については1集団ごとに交付するものとする。

（特別助成金）

第9条 規則第17条第2号に規定する特別に要する費用に対する助成金（以下「特別助成金」という。）は別表2に定める維持管理作業を専門の事業者等に委託した際に交付するものとする。

2 特別助成金の額は、前項に定める委託に要した費用に2分の1を乗じて得た額（上限30万円）とする。

3 特別助成金は保存樹及び保存樹木 1 本ごとに交付するものとし、保存樹林及び特別緑地保全地区内の保存樹等は対象としない。

(助成の手続)

第10条 前2条の規定による助成金の交付を受けるための要件、手続等については、市長が別に定める。

(雑則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

この要綱は、令和7年9月30日から施行する。

別表 1

保存樹等の別	区 分	金 額
保存樹及び保存樹木	1 本 当 り	3, 0 0 0 円
保存樹林（条例指定）	300 m ² 以上 500 m ² 以下	1 0, 0 0 0 円
〃（法指定）	500 m ² 超 1,000 m ² 以下	1 5, 0 0 0 円
〃（〃）	1,000 m ² 超	2 0, 0 0 0 円

別表 2

作業項目	作業対象
保存樹及び保存樹木のせん定等（せん定した樹木の運搬及び廃棄物処理を含む。）	次のいずれかに該当するものとする。 1 健全な育成、美観の維持、形状の調整及び病虫害の予防を目的としたせん定を必要とする樹木 2 隣接地又は公衆道路等一般の利用に供されている箇所への越境が認められる樹木 3 電線や建物等に接触している、または接触する恐れがある樹木

第1号様式

保存樹等指定申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所有者 住所

氏名

私の所有する下記の（ 樹木 ・ 樹木の集団 ）を名古屋市指定（ 保存樹 ・ 保存樹木 ・ 保存樹林 ）に指定していただくよう申請します。

記

1 所 在 地

2 樹種・幹周り・樹高・枝葉の面積
《面積及び主な樹種》

※ 1 （ ）内は、該当しない事項を二重線で抹消してください。

※ 2 保存樹林の場合は、2の項目については《 》内の事項について記入ください。

第2号様式

保存樹等指定同意書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所有者 住所

氏名

私の所有する下記の(樹木・樹木の集団)を名古屋市指定(保存樹・保存樹木・保存樹林)に指定することに同意します。

記

1 所在地

2 樹種・幹周り・樹高・枝葉の面積
《面積及び主な樹種》

※1 ()内は、該当しない事項を二重線で抹消してください。

※2 保存樹林の場合は、2の項目については《 》内の事項について記入ください。

第3号様式

保存樹等指定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

印

〔 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項
名古屋市緑のまちづくり条例第15条第1項 〕 の規定により、

下記の樹木を（ 保存樹 ・ 保存樹木 ・ 保存樹林 ） に指定します。

記

1 所 在 地

2 指定番号・樹種
《指定番号・面積》

3 指定の基準

保存樹等所有者変更届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所有者 住所
氏名

名古屋市指定（保存樹・保存樹木・保存樹林）の所有者について、下記のとおり届け出ます。

記

1 所在地

2 指定番号・樹種
《指定番号・面積》

3 所有者の変更
(変更前) 住所
氏名

(変更後) 住所
氏名

※ 1 ()内は、該当しない事項を二重線で抹消してください。

※ 2 保存樹林の場合は、2の項目は《 》内の事項について記入ください。

第5号様式

保存樹等滅失・枯死届

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所有者 住所

氏名

名古屋市指定（保存樹・保存樹木・保存樹林）が下記のとおり（滅失・枯死）
しましたので届け出ます。

記

1 所在地

2 指定番号・樹種
《指定番号・面積》

3 滅失・枯死年月 年 月

※ 1 ()内は、該当しない事項を二重線で抹消してください。

※ 2 保存樹林の場合は、2の項目は《 》内の事項について記入ください。

保存樹等指定解除申請書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所有者 住所

氏名

下記の樹木について（保存樹・保存樹木・保存樹林）の指定の解除を申請します。

記

1 所在地

2 指定番号・樹種
《指定番号・面積》

3 解除申請の理由

※ 1 ()内は、該当しない事項を二重線で抹消してください。

※ 2 保存樹林の場合は、《 》内の事項を記入ください。

保存樹等指定解除通知書

年 月 日

様

名古屋市長

印

〔 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第1項
緑のまちづくり条例第15条第2項 〕 の規定

により、下記の樹木について（ 保存樹 ・ 保存樹木 ・ 保存樹林 ）の指定を解除します。

記

1 所 在 地

2 指定番号・樹種

《指定番号・面積》

指 定 年 月 日

3 解 除 の 理 由

第 8 号様式

年度保存樹等の保存管理状況報告書

保存樹等指定番号

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

所有者 住所
氏名
電話番号

年度における、保存樹等の保存管理の状況について、下記のとおり報告します。

記

1 保存状況

良 好 ・ その他
()

2 管理状況

根周りの除草 ・ 病虫害防除 ・ せん定 を実施した。
その他 ()

※ 1, 2 の項目について該当するものに○をつけるとともに、その他欄について、記入事項があればご記入ください。